第一 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正

サー ビス付き高 I 齢者 向 け 住宅事業 業の 登 録 制 度の 創 設

1 高 齢 者 向 け O賃 貸 住 宅 又 は 老 人福 祉 法 第二十 九 条第 項に規定する有料 老人ホ 7 (以下単に 有

料老 人 ホ] <u>لـ</u> という。) で あ 0 て 居住 の用 に 供 す る専 用部 分を有する ŧ 0 に高い 齢 者を入居させ、 状

況把! 握 サー ビス (入居者の心身 の状況を把握し、 その状況に応じた一時的な便宜を供与するサー F. ス

をいう。 生活 相 談サー ビス (入居者が 日常生活を支障なく営むことができるようにするために入

居者 カゝ 5 の 相 談に 応 じ必 要な助 言を行うサ 1 ビスをいう。 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 高 齢 者 が 日常生活 を営む た めに

必要, な 福 祉 サ ピ ス を提 供す Ź 事 業 (以 下 ーサ ビス 付 き高 齢 者 向 け 住 宅 事 · 業 」 とい う。 を 行 う者

は、 サ ービ ス 付き高齢者向 け 住宅事業に係る賃貸住宅又は有料老人ホ Ì ム (以 下 「サー ピ ス 付 き高 齢

者 向 け 注住宅」 という。 を構成する建築物ごとに、 都道. 府県知 事 の登録を受けることができるも のと

すること。

(第五条関係)

2 サ ビス付き高! け住宅 事 業 への登録し 手続、 登録 拒否要件等、 所要の規定を設けるものとするこ

کی

(第六条及び第八条から第十三条まで関係)

3 都道府県知事は、 登録の申請が加齢対応構造等、サー ビス提供、入居契約等に係る基準に適合して

1 ると認めるときは、 その登録をしなければならないものとすること。

(第七条関係)

4 何 人も、 登録を受けたサー ピ ス付き高齢者向 け住宅事 業 (以下「登録事 業」という。)に係るサー

ピ ス付き高 齢者向け住宅 (以下「登録住宅」という。) 以外の賃貸住宅又は有料老人ホームについて

登録サービス付き高齢者向け住宅又はこれに類似する名称を用いてはならないものとすること。

(第十四条関係)

誇大広告の禁止、 契約締結前の書面 の交付及び説明等、 所要 の遵守義務に係る規定を設 けるも のと

すること。

5

(第十五条から第二十条まで関係)

6 公営住宅の事業主体は、公営住宅を登録事業を行う者(以下「登録事業者」という。)に登録住宅

として使用させることが必要であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たときは、 公営住

宅の適 正か つ合理的 な管理に著しい支障のない範囲内で、 当該公営住宅を登録事業者に使用させるこ

とができるものとすること。

(第二十一条関係)

7 登録 住宅への入居に係る終身又は入居契約の期間にわたって支払うべき家賃の全部又は 一部を前払

金として一括して支払うための資金の貸付けについては、これを住宅融資保険法第四条の保険関係が

成立する貸付けとみなして、 同法の規定を適用するものとすること。

(第二十二条関係)

8

登

録

を受けてい

る有料老人ホ

]

ムの

設置

者

(当該

有料

老人ホームを設置しようとする者を含む。)

に つい ては、 老人福祉法第二十九条第一項から第三項までの規定は、 適用しないものとすること。

(第二十三条関係)

登録事業者に関し、 報告徴収及び立入検査、 指示、 登録の取消し等、 所要の監督規定を設ける もの

とすること。

10

9

第二十四条から第二十七条まで関

(係)

都 道 府県 知 事 は、 その指定する者に、 サー ビス付き高 ≧齢者· 向 け 住宅事 · 業 の 登録 及 (び登: 録 簿 \mathcal{O} 閲 覧の

実施 に関する事務 (9の事務を除く。) の全部又は一部を行わせることができるものとすること等、

所要の規定を設けるものとすること。

(第二十八条から第四十条まで関係)

11 都 道 府県 知 事 は、 登録 事業者が 被産 手 続開始 \mathcal{O} 決定を受けたときその他入居者 (入居者であっ た 者

を含む。 の居住の安定を図るため必 要があると認めるときは、 当該入居者に対し、 他 \mathcal{O} 適当な賃貸

住宅又は有料老人ホームに円滑に入居するために必要な助言その他の援助を行うように努めるものと

すること。

(第四十三条関係)

二 終身建物賃貸借制度の見直し

1 事 業 \mathcal{O} 認 可 基準に つい て、 終身賃貸事業者が、 賃貸住宅の整備をして事業を行う場合にあっては、

当該 整 備に関する工事 の完了前に、 敷金を受領せず、かつ、 終身にわたって受領すべき家賃の全部又

は 部を前払金として一括して受領しないものであることを追加する等、 所要の改正を行うものとす

ること。

2

(第五十四条関係)

都道)府県. 知 事 は、 認可 事業者 が破産 手続開始の決定を受けたときその他終身建物賃貸借 この賃借・ 人(

賃借人であっ た者を含む。) の居住 の安定を図るため必 要が あると認めるときは、 当該賃借 人に 対し

他の適当な賃貸住宅に円滑に入居するために必要な助言その他の援助を行うように努めるものとす

ること。

(第七十二条関係)

三 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度等の廃止

高齢 者円滑 入居賃貸住宅の登録 制度、 高 B齢者向^{*} け優良賃貸住宅の供給計画 の認定制度及び高齢者居住

支援センターの指定制度を廃止するものとすること。

(旧第四条から旧第四十七条まで及び旧第七十八条から旧第八十八条まで関係)

四雑則

玉 一 及 び 地方公共団体は、 高齢 者 0 心身 の状況、 世帯構成等を勘案して、 高 齢 者 0 ための 住宅の 整 備を

促進するよう努めるとともに、 高齢者が適当な住宅に円滑に入居することができるようにするために必

要な情況 報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。 (第七十四条関係)

五 その他

罰則等について所要の改正を行うものとすること。

第二 地域に おける多様 な需要に応じた公的 賃貸住宅等 \mathcal{O} 整 一備等に 関する特別措置法 の — 部改正

公的賃貸住宅等の定義について、 高齢者向け優良賃貸住宅を、 登録住宅に改めるものとすること。

(第二条関係)

公営住宅建替事 業 の施行 の要件に関する特例が 適用される場合について、 公営住宅建替事 業 の施 行に

併 せて高 齢者向け優良賃貸住宅を整備することについて地域住宅計画に記載した場合を、 公営住宅 · 建 替

事業の施行に併せて登録住宅を整備することについて地域住宅計画に記載した場合に改めるものとする

こと。 (第十一条関係)

三 その他所要の改正を行うものとすること。

第三 独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正

独 立行: 政法人住宅金融支援機構が行う人の居住 の用に供したことのある住宅の購入に必要な資金の貸付

け の対象について、 高齢者向け優良賃貸住宅とすることを主たる目的とする住宅の購入を、 登録住宅とす

ることを主たる目的とする住宅の購入に改めるものとすること。

(第十三条関係)

第四 附則

この 法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 「から施り 行する もの

とすること。

(附則第一条関係)

この法律による改正後の高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行の状況についての検討規定を設

けるほ か、 この 法律の施行に伴う所要の経過措置について規定するとともに、 関係法 律 (I) — 部を改 正す

るものとすること。

(附則第二条から第十七条まで関係)